

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）

1 こども性暴力防止法の概要

成 立	子どもを性被害から守ることを目的として、第213回通常国会で2024年6月19日に成立した。（2年6か月以内の政令で定める日から施行）
内 容	学校設置者等や認定を受けた民間教育保育等事業者に対し、性暴力を防止するための措置が義務付けられた。（教育等に従事させる者の性犯罪の前科確認等）
今 後	・ 2026年度中の制度開始が予定されている。 ・ 現在、国により事業者向けガイドラインの策定が進められている。

2 事業者が講じなければならない措置

(1) 性犯罪事実該当者（性犯罪前科の有無）の確認（日本版DBS）

【DBS (Disclosure and Barring Service)】

- ・ 前歴開示・前歴者就業制限機構（イギリスの公共機関）
- ・ 就職希望者や現職者の性犯罪歴を確認できる制度

- (2) 児童等との面談や児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制）
- (3) 児童等への性暴力の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護等
- (4) 教員等の研修

3 犯罪事実確認の流れ

